

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場雅信
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む

メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

給与についての改定なし!

教職員の、生活改善を求め、切実な声に背を向ける勧告

10月11日、長崎県人事委員会は、知事と県議会に対して、本年度の県職員の給与等についての報告を行いました。その主な内容は、民間企業の給与実態調査による公民較差(概要は別掲)を最大の根拠として、月例給・特

別給(ボーナス)ともに「改定を行わないことが適当」とするものです。その結果、給与改定の「勧告」は出されませんでした。昨年までのようなマインナス勧告とはなりませんでした。昨年までの3年連続のマイナス改定や今年度からの現給保障の段階的廃止などによって年収減が続いている教職員の、生活改善を求め、切実な声に背を向けるものと言わなければなりません。



▲全国から350人が参加した10・12中央行動

超勤縮減については、「職場全体での取組」の推進等を強調

9月の人事委員会交渉で高教組は、県立学校で月の超勤が100時間を超える職員割合が増えていることを指摘し、超勤縮減のための実効ある措置を求める踏み込んだ勧告を行うよう求めていました。

今回の報告では、「時間外勤務の縮減は積極的にとりくむ課題であるが、依然として長時間にわたる時間外勤務が行われている実態がある」として、任命権者に対し、職員員の健康に与える影響等も考慮して、時間外勤務の縮減に努める必要があることを強調し、具体的に

昇給・昇格制度の「改正」は勧告せず

人事委員会の報告は、同様に「月例給・特別給とも改定なし」とした人事院勧告を、大筋で踏襲したのとなつていますが、人事院が、「改正」を勧告した昇給・昇格制度については、「国及び他の都道府県の動向に注視しながら、実施に向けて検討する必要がある」と言及することと、「改正」の勧告は行いませんでした。

人事院の勧告は、55歳を超える職員の昇給について、標準の成績では昇給しない(現行では2号昇給)こととし、昇格制

パワハラを起こさせない職場環境整備に言及

報告は、「心の健康づくり」の項で、「依然として精神疾患を原因とする病気休暇・休職者の割合は高い傾向にある」として言及しています。

「管理監督者の果たすべき役割の重要性」と「対策の実効性を高めていく必要」に言及しました。

また、パワハラについても、任命権者に対して職員全体に対する周知啓発を行うことを求めるとともに、管理監督者に対して、パワハラを起こさせない職場環境の整備に取り組むことを求めています。



具体的実効ある措置についての提言はありませんでしたが、今後の確定交渉で管理監督者の責任を追究するとともに、「職場全体での取組」推進のための方策を求めている必要があります。

監督者に対し、職務に関する確かな指示や職員業務状況等の把握等を求めるとともに、「職場全体で時間外勤務の縮減に向けた取組を一層推進していく必要がある」と述べています。

返済免除のある奨学金

民医連の上戸町病院が募集している返済免除制度のある奨学金をご紹介します。

- 対象 医・学部の大學生看護学生
- 貸与金額(月額)
 - 医学部…10万円
 - 薬学部…5万円
 - 看護学生…3万円
- ※入学金についての特別貸与もあるそうです。
- 返済免除制度
 - 卒業後、奨学金の貸与を受けた期間と同じ期間、上戸町病院で勤務した場合返済を免除

☆詳細は書記局(馬場)までお問い合わせください。

【民間給与と実態調査に基づく県職員給与と民間給与の比較】

	民間給与	県職員給与	較差
月例給(金額)	375,975円	378,164円	△189円(△0.05%)
ボーナス(支給月数)	3.93月	3.95月	△0.02月

調査対象事業所：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間企業391事業所
調査対象業種：78職種 調査人員：24037人

※民間給与は上記の調査対象391事業所の中から無作為抽出した120事業所の調査結果による
※県職員給与は行政職のもの(平均年齢43.0歳)



女性部県教委交渉

女性部部長(中央)を中心に
鳥山教職員課長・前田人事管理監を追及!

交渉の冒頭、県教委が要求書に対する回答を行いました。「子どもに関わる行事のための特別休暇」や「更年期障害休暇」の

「セクハラ・パワハラ根絶のリーフは、活用してもらわないと作った甲斐がない」と回答

女性部は、「女性教職員の労働条件の改善と母性保護、男女平等等に関する要求書」(7月23日提出)についての県教委交渉を、10月3日に行いました。交渉には、女性部から百田部長(佐土全旦)・山崎副部長(長商)・近

セクハラ・パワハラの新設、産後休暇やつわり休暇の拡大などの休暇制度の拡充については、「国・他県との均衡などを理由に「改善は困難」と

「メンタル面なども含めて健康状態とかを把握するのは管理職の務め」

また、育休の代替職員確保については、「基本的にすべての対象者に配置している」と回答しました。高教組が、2年前の交渉の際は代替職員の配置が間に合っていない事例

超勤がさらに深刻化 今年度4~7月の超勤が月100時間超の職員 全日制普通高校で26%!

県立高校における教職員の超勤がますます深刻化しています。高教組が県教委から入手した出勤時刻調査に基づく集約結果によると、今年4~7月に月の超勤が100時間を超えた職員の割合は12.6%で、昨年の同期より0.2ポイント増加しています(別表参照)。特に、県立中学を含む全日制普通科では、昨年同時期より1.7ポイントとなり、ついに25%を超えました。今回から明らかにされた県立中学の分を除くと26.0%と、さらに高い割合となりま

【別表】超勤が月100時間を超える職員の延べ人数と割合(各年度の4~7月)

	2009年度		10年度		11年度		12年度	
	該当者数	該当者の割合	該当者数	該当者の割合	該当者数	該当者の割合	該当者数	該当者の割合
全体計	1,752	10.7%	1,871	11.6%	1,953	12.4%	1,946	12.6%
全日制普通	1,301	21.0%	1,382	23.0%	1,372	23.9%	1,438	25.6%
全日制実業	295	9.0%	339	10.1%	397	12.1%	352	11.0%
全日制総合	151	8.8%	146	9.1%	181	12.0%	156	10.5%
特別支援	1	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	0	0%
定時制・通信制	4	0.4%	3	0.3%	1	0.1%	0	0%

※該当者数は4ヶ月の延べ人数
※全日制普通には県立中学を含む

→12年度は県中：該当者37人(16.5%)
全日普通高校のみ：1401人(26.0%)

子どもに関わる行事のための特別休暇の新設は困難という県教委の回答に対して、高教組は、県教委がつくっている「特別事業主行動計画」では、子どもに関わる行事の際は年休をとることをよびかけるとしているが、実際には把握されていることと質しました。これに対して県教委は「調査はしていないが、特定事業主行動計画が策定されて

すると、「校長を指導していく」とした上で、定期考査の期間中に会議を設けない日や、校長が休ませる環境を作るといったことをしてくださいと話している」と回答しました。高教組は、超勤が月100時間を超える職員の割合が、今年度に入っても増加していることを指摘し、多忙化解消・超勤縮減の問題は、11月の確定交渉でも大きな課題として、継続して交渉していくことを確認しました。

・通信制については、出勤時刻調査が正確に記入されているかという問題や、過労死が起る危険水準とされる月80時間を超えている人はいないのかという問題が残ります。高教組は11月の確定交渉で、この超勤の実態を改善するための実効ある措置を県教委に迫ります。現在集約中の重点要求署名をすべての分会でより多く集めていただくとともに、分会長さんにお願